

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化をめざせ、均等待遇、なくそう差別！ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

非正規の待遇改善で均等待遇を目指そう

未来



郵政産業ユニオン
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 3929
19年2月8日(金)
Fax 095-828-1953

春闘(しゅんとう)

日本において毎年春(2月)頃から行われる、ベースアップ等の賃金の引上げや労働時間の短縮などといった労働条件の改善を交渉する労働運動。

呼称は「春季生活闘争」(おもに労働組合側が使用)、「春季労使交渉」(おもに経営側が使用)、「春季闘争」などと言われている。(ウィキペディア(Wikipedia)などによる)

おはようございます。
先日5日、経団連と連合のトップ会議が行われ、「2019年春闘」が3月13日の集中回答日に向けてスタートしました。
私たちが郵政ユニオンも2月9日・10日東京で開催される「第7回中央委員会」で具体的な春闘方針を確立し交渉を始めます。支部からも山田書記長が中央委員として、また向井中央執行委員が出席します。

中央委員として、先に開催し方針を決定した九州地本の意見や支部としての方針などを発言するとともに、他の委員と議論する中で春闘方針を確立していきたいと思えます。



さて、昨年の18春闘ではJP労組と会社は一部の手当・休暇について、正社員の待遇を下げることによって「同一労働同一賃金」を実現しました。これは私たちがたたかう「郵政労契法20条裁判」の訴訟リスクとし、労使で話し合っ出てきた結論ではないかと思えます。
JP労組は昨年非正規社員の待遇改善を掲げ要求し「年始手当」や夏期・冬期休暇の新設など非正規社員の待遇改善に繋がりました。
しかしこれら手当・休暇は、労契法20条裁判の地裁判決で不合理が認定され会社が改善を求められたものです。これに対して会社は昨年の春闘で、正社員の「年末手当」を廃止するなど正社員の待遇を引き下げる形で改善を行いました。すなわち、これは裁判が確

日本郵便における正社員と非正規社員の主な格差

住居手当

昨年9月30日までは正社員(地域基幹、一般職)が対象で支給(賃貸の場合は家賃の金額に応じて最高27,000円)。10月1日に就業規則が改訂され、一般職の住居手当は廃止(現在支給されている人は段階的に廃止)

年末年始手当

年末(12月29日から12月31日)は1日勤務すると4千円、年始(1月1日から1月3日)は1日勤務すると5千円支給。こちらも10月1日の就業規則改訂で年末手当は廃止し、非正規社員にも年始手当(1日4千円)を支給(正社員は5千円同額)。

夏季冬季休暇

正社員(短時間社員も付与)は夏期・冬期休暇は3日ずつ付与。非正規社員にも10月1日の就業規則改訂で夏期・冬期休暇が付与されることになったが1日ずつ付与。

病気休暇

正社員は有給だが、非正規社員は無給(病気休暇制度は有)。

祝日割増

1月1日から1月3日までの祝日割増賃金の関係。1月1日の元日は国民の祝日で非正規社員にも祝日給が支給される。正社員は1月2日と3日は国家公務員時代の流れで休日扱いになる為、勤務すると祝日給が支給。しかし、非正規社員には適用されず1月2日、3日は平日扱いのまま祝日給は支給されない。

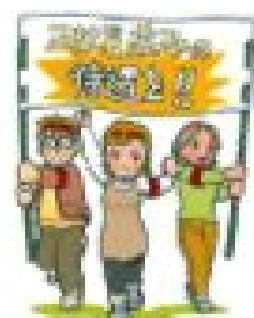
定する前に会社が先手を打った形に過ぎません。
では、現在の正社員と非正規社員の格差がどれくらいあるのか12月の東京高裁、先月の大阪高裁で勝利した手当や休暇を見てみましょう。勝利した手当、休暇とは住居手当、年末年始手当、夏季冬季休暇、有給の病気休暇、それと大阪高裁で認められた1月1日、2日3日の祝日割増賃金です(左記表参照)。

1月31日、JP労組は



の権利獲得で、確かに数年前からすれば非正規社員の待遇は改善されたかもしれませんが。しかし、裁判ではこの5項目では正社員と同等にしないといった判決が出ています。裁判が確定すれば恐らく、格差がない就業規則に変えなければならなかったはず。そう考えると昨年の就業規則改訂は新たな格差を作り出した事にもなります。

このため今春闘では扶養手当も争点になると思われます。間違っても昨年のように正社員の待遇が下げられることのないように、我々もたたかう心構えが必要です。全員の力を結集し、19春闘で権利を取りましょう。



今春闘で扶養手当を非正規社員に支給するよう要求する、と報道がありました。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-御手洗, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-山口, ゆうちよ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。